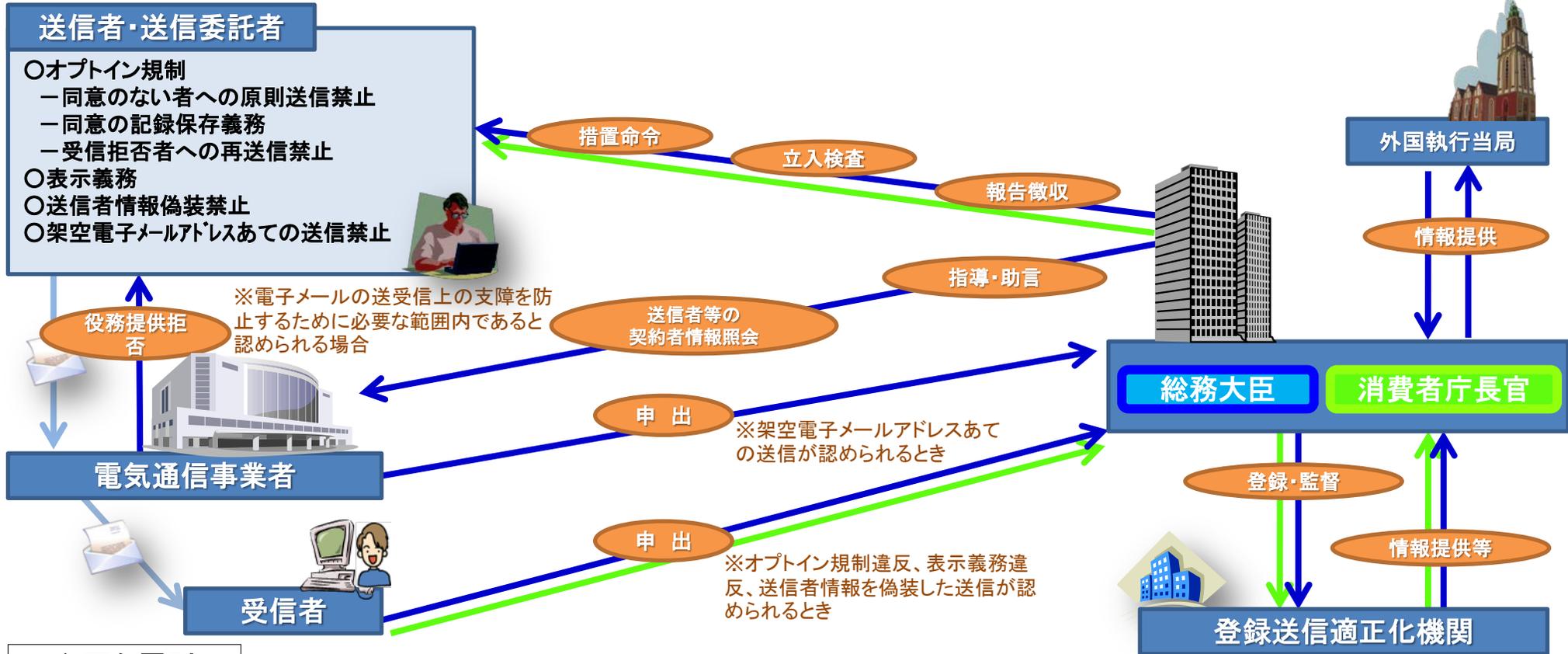


# 「特定電子メール法」の概要

※特定電子メールの送信の適正化に関する法律(平成14年法律第26号)



## 主要な罰則

送信者情報を偽った送信

1年以下の懲役または100万円以下の罰金（法人重課：3000万円以下の罰金）  
※総務大臣及び内閣総理大臣による命令の対象ともなる

架空電子メールアドレスあて送信  
(電子メールの送受信上の支障を防止する必要があると総務大臣が認めるとき)

受信拒否者への送信

表示義務違反

同意のない者への送信

総務大臣及び内閣総理大臣による命令。命令に従わない場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金（法人重課：3000万円以下の罰金）

同意の記録義務違反

総務大臣及び内閣総理大臣による命令。命令に従わない場合、100万円以下の罰金（法人重課：100万円以下の罰金）